

# 完全溶込み T 継手の溶接施工方法に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 M 編

## 改正事項

完全溶込み T 継手の溶接施工方法に関する事項

## 改正理由

鋼船規則 M 編 4 章においては、代表的な溶接継手として、突合せ溶接継手及びすみ肉溶接継手に対して、溶接施工方法及びその施工要領を承認するための試験要件が規定されている。

一方、これらの溶接継手と同様に代表的な溶接継手である完全溶込み T 継手に対しては、具体的な試験要件が規定されていないことから、今般、ISO 規格を参考に関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 完全溶込み T 継手の溶接施工方法及びその施工要領を承認するための試験要件を規定した。
- (2) 突合せ溶接継手試験の承認範囲に、当該突合せ溶接の姿勢に相当する完全溶込み T 継手が含まれる旨を規定した。